

(仮称) 魚津まちづくり会社設立準備に向けたコンサルタント業務委託 【仕様書】

1 業務名

(仮称) 魚津まちづくり会社設立準備に向けたコンサルタント業務

2 業務の目的

(仮称) 魚津まちづくり会社設立に向けて、設立の主旨や事業計画、組織体制等、運営に必要な事項の作成支援、及び市民や事業者に対するセミナー等の開催、並びに (仮称) 魚津まちづくり会社設立準備委員会の開催支援を行う。

3 業務の内容

(1) まちづくり会社設立に向けての総合支援

令和6年度以降のスケジュール(案)【資料】を参考に、まちづくり会社設立までに必要となる設立の主旨や事業計画、組織体制等、運営に必要な事項の作成の支援に関する事。

資本金集めや登記手続きなど、株式会社の設立に必要な手続きの支援に関する事。

その他、必要となる事項についての支援に関する事。

(2) (仮称) 魚津まちづくり会社設立準備委員会及び準備部会の支援

委員会や部会の資料作成の支援、及び計3回程度開催される委員会への出席等、会議の運営支援に関する事。

(3) セミナー等の支援

計3回程度の開催を予定しているセミナーの開催の支援に関する事。

セミナー当日のコーディネーター等、運営支援に関する事。

(4) 他の自治体のまちづくり会社の事例等、情報収集支援

必要に応じて、他の自治体の先進地事例の調査や人材の調査に関する事。

(5) 情報の共有

取得した情報、面談記録は、実施後速やかに共有すること。

(6) 業務の成果品及び提出期限

受託したすべての業務完了後に、成果物として報告書を提出すること。

4 打合せ及び報告、協議

業務着手時や業務遂行中、業務完了時等、適宜打合せを行う。(オンライン可)

委託業務期間中は月1回、事業の打ち合わせや報告を行う。

その他、必要に応じて電子メールやオンライン等で協議を行う。

5 受託者に提出を求めるデータ

委託業務内で作成した資料や収集した情報、事務局との打ち合わせ等の記録、準備委員会やセミナー等の会議録並びに画像等のデータ等、その他市が求める情報 等

6 業務期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

7 業務委託金額

2,640,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

8 委託料の支払

委託料の支払は、業務完了後、業務の成果についての検査に合格したときに請求することができる。

9 その他留意事項

- (1) 受託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。
- (2) 本業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う場合には、魚津市個人情報保護条例を遵守すること。
- (3) 本業務の実施にあたっては、環境負荷の軽減（エコドライブの推進、再生紙の利用など）に努めること。
- (4) 本業務に関するクレームが発生した場合は、迅速かつ誠実な対応を行うとともに、発注者に報告すること。受託者が対応できないクレームが発生した場合は、迅速に発注者へ報告し、対応を協議すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、発注者と協議しこれを定めるものとする。
- (6) 天災その他不可抗力等の突発的な事情により委託内容に変更が生じた場合は、発注者と協議し対応するものとする。